

令和3年度各地区ミーティング回答事項の対応方針調書(2.三浦)

番号	質問項目	内容	回答	回答者	担当課	対応方針
1	市職員の町内会加入について	町内会の加入について、転入世帯に訪問しても断られるし、市で転入者に加入の案内をしてもらっても、町内会の門をたたいた人はほとんどおられません。市は多くの役割を町内会に依存しているわけで、もう一段階あげた加入促進の取り組みを行っていただきたいが、やっていただけない現状です。そもそも、大村市の職員は、全員が町内会に入っているのでしょうか。	各町内会に市から様々なお願いをし、ご対応いただいていることにお礼申し上げます。今年度の正規職員の町内会加入率は95.9%となっています。加入していない職員については、引越したばかりでまだ加入できていないなど様々な理由があります。職員に対して個別に、加入を求めるなどはしていませんが、全庁的な町内会加入の呼びかけは行っていません。	市民環境部長	地域げんき課	市民環境部長回答のとおり
2	県道37号線から南部運動広場付近の路面の沈下について	①さつき台の県道37号線から南部運動広場にかけて路面が沈下し、大潮や雨水の影響で水が溜まり、様々な車両が通行できなくなる状態があります。水深は27cmほどあり、タクシーや救急車は通れなくなる状態です。さつき台は高齢者も多いことから、このような状況を危険と感じています。南部運動広場までの道路のかさ上げをお願いします。 ②20cmのかさ上げは必要と考えています。道路に面した家は、盛り土の上にあるので浸水の心配はないのではないのでしょうか。歩道の縁石より少し高いレベルくらいにはしてほしいと考えています。救急車やタクシーなどの車両が通れるくらいにはかさ上げしてほしいです。	①平成27年度地区別ミーティングでも同様のご意見があり、同年の8/24に現地で聞き取りを行い、経費が掛かることから地区要望の提出をお願いし、その後提出が確認できていないようです。かさ上げを行った場合、高低差が生じ民有地への浸水を助長する恐れがあります。私見ですが、仮設又は常設のポンプ設置による強制排水でないと根本解決にならないと考えます。関係部局と協議・連携を進めてまいります。 ②検討します。	都市整備部長	道路課	①、② 市道の冠水対策としては、道路の嵩上げも一つの解決策と考えますが、隣接する宅地への影響も考えられることから、まずは、さつき台団地全体の排水状況や地盤高を調査し、関係部局と協議を行いながら対策を検討してまいります。 対策実施については、計画検討も含め、多額の費用が発生することから、来年度の地区要望への提案をお願いいたします。
3	町内会加入促進の具体的取り組みについて	町内会加入促進についての回答に具体性がないと感じました。具体的にどの程度の加入率を目指し、どんな活動をするのでしょうか。私達の町内会では、まず新しいアパートには一世帯500円を払ってもらえるなどの方法で収入を増やし、活動に伴うコストの削減に徹底的に取り組むなどして、町内会費の削減を実現しようと努力しています。市として、私たちをどのように引っ張ってくれるのか、その内容を具体的に示してほしいです。	町内会加入率については、この10年で8.9%減っている状態です。現状、市の活動としましては、加入周知がメインとなっています。大村市町内会長会連合会様と、どのような取り組みが具体的に有効であるかお話ししながら、加入率が維持・上昇するよう努めていきたいと思っております。	市民環境部長	地域げんき課	市民環境部長回答のとおり
4	新庁舎整備の経費増の懸念について	庁舎建設は、令和7年着工とのことですが、今後、資材や物価が高騰し、10億円ぐらい事業費が膨らむことが想定されます。建設候補地については各々意見が違うので、調整には時間がかかるとは思いますが、早い決断で早期に着工すべきと思います。	令和4年9月に正式に1か所の建設計画地を決定し、基本設計、実施設計を行い、令和7年度着工というスケジュールが現在考えられる最短のものとなります。また、事業費につきましても、既存施設の利活用などを検討し、縮減に努めていきたいと考えております。	総務部長	総務課新庁舎整備室	総務部長回答のとおり
5	南部運動広場の樹木について	南部運動広場のフェンス工事の関係で、樹木剪定などをされるとは思いますが、伐採して駐車場にして欲しいです。	南部運動広場の管理は体育振興会に委託しています。どのようにしていったらよいか、協議して検討して参ります。	市民環境部長	スポーツ振興課	防球フェンス設置の支障となる樹木については、工事の際に伐採しますが、それ以外の樹木については伐採の予定はありません。 伐採する箇所は、防球フェンスを設置するための支柱を建てる必要があり、駐車区画として利用できるだけの場所が残るか現時点では明確ではありませんので、工事完了後に地元体育振興会と協議検討します。

令和3年度各地区ミーティング回答事項の対応方針調書(2.三浦)

番号	質問項目	内容	回答	回答者	担当課	対応方針
6	太陽光発電の規制について	太陽光発電の規制などはあるのでしょうか。太陽光発電に関連した開発行為により、雨水災害が起きることが心配で質問しました。	①その工事の態様や段階に応じて森林法や環境保全条例などによる規制を受けます。基準を満たしたうえで工事が実施されているものと思われませんが、もし災害が発生した場合などは市にご相談いただければ対応致します。 ②規制による基準をクリアしている場合は、市からダメとは言えない状態です。	①都市整備部長 ②市長	都市計画課 農林水産整備課	① 【都市計画課】 都市整備部長回答のとおり 【農林水産整備課】 ご質問があった山林においては、森林法に基づく林地開発に該当いたします。林地開発につきましては、県で対応しております。基準を満たしたうえで工事が実施されているものと思われるかもしれませんが、もし災害が発生した場合などは、県へご相談下さい。 ② 【都市計画課・農林水産整備課】 市長回答のとおり
7	南部運動広場の草対策について	南部運動広場に草が広がっていて、すべりやすい状態です。除草ローターを用いても、3か月ほどでまた伸びてきます。土を入れ替えたり、ローターで耕した草を取ってしまうなどの対応はできないでしょうか。大会も近いので、地区も全国の選手も気持ちよく使える施設にしてほしいです。	スポーツ振興課の方でお話を伺い、ローターで埋まった草をどうにかできないか検討して参ります。令和5年3月の大会の練習場としての利用についても検討して参ります。	市民環境部長	スポーツ振興課	市民環境部長回答のとおりですが、除草ローターでの除草作業については一定の効果が出ていますので、次回、除草ローターを利用して除草作業をされた際にその状況を確認し、土中に入り込んだ草の処理方法等、草がなるべく生えないようにするための方法について、管理者の体育振興会と一緒に検討していきます。
8	災害時の避難所について	近年、台風や大雨が頻発して避難所が開かれることが多いです。住民センターなどには、飲み物や毛布などは準備されていないのでしょうか。また、何か大きな災害が起きたとき、三浦地区全体の人々はどこに避難したらよいのでしょうか。住民センターで対応できるのでしょうか。非常時にどうして県立精神医療センターを避難所として利用できないのですか。	①現在、状況に応じて避難情報を出しています。防災マップを作成しており、それを見て日頃から自分の住んでいる所の状況を把握してもらおう趣旨で配布しています。全住民を受け入れる避難所はございません。市内が全滅する場合は難しいですが、シーハットやポート場なども避難所として開設しています。避難の際は自分で判断することも必要ですので、平時からの意識をお願いします。住民センターでは、水や毛布を備蓄していますが、自主避難段階では、自分でご用意いただくことになり、長期避難や大災害時に提供します。近隣自治体とも連携して対応していきます。県立精神医療センターについては、多くの避難者が利用する場合、精神疾患を抱えた患者様が不安を感じることから、指定避難所にするには難しい状態です。ただし、病院側から大規模災害時は何らかの対応をするということでお話をいただいています。 ②多くの避難所や備蓄品の確保に取り組んでいます。できるだけエアコンがある場所などを考えています。また迅速に避難をアナウンスできるよう努めています。	①総務部長 ②市長	安全対策課	総務部長、市長の回答のとおり。
9	南部運動広場除草作業について	南部運動広場のグラウンドは固いため、中々作業が進みません。来年度は大会もあるので、除草ローターを運転する人の人件費を増やすなどの対応をお願いします。	現在、南部運動広場の指定管理を体育振興会にお願いしています。業者に依頼するなども考えられますが、こういった形で対応していくか体育振興会と相談しながら検討していきたいと思えます。	市民環境部長	スポーツ振興課	市民環境部長回答のとおり、管理は体育振興会にお願いしており、市の他の類似施設でも、除草作業などは管理者や施設利用団体などに対応していただいています。 草刈作業などで使用された機械の燃料費などは、できる限りの対応をしたいと思っていますので、引き続き管理者を中心に除草作業等の実施をお願いします。なお、作業に係る人件費を、市でお支払いすることは考えておりませんので、ご理解をお願いします。